

多賀城市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市教育委員会教育長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
教育委員会事務局所管教育機関
- 2 監査結果の報告日
令和5年2月27日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和5年3月10日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和5年2月1日
- 3 監査対象部署 山王地区公民館
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指摘	<p>自動販売機電気料について、誤った単価で積算し、歳入調定及び請求を行っていた。</p> <p>(詳細) 自動販売機電気料(9月分)の積算が誤っており、誤った金額で調定、請求、納付されていた。</p>	(原因) 金額計算の資料を作成する際に前回使用のワードデータを使い、その際に前回の単価の修正を怠ったため。	R5.2.9
			(講じた措置の内容) 1月分の電気料請求時に9月分の誤った金額の差額を合算し、調定、請求。3月1日に収入を確認した。	
			(再発防止策) 決裁時、複数人でのチェックを徹底する。	
2		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
3		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
4		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	